

平成25年8月6日

須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫 様

議会制度改革特別委員会
委員長 市 村 喜 雄

調 査 報 告 書

当議会制度改革特別委員会において、議会制度改革に関する調査を行った項目と結果について下記のとおりに報告申し上げます。

記

1 調査内容

当議会制度改革特別委員会では、次の調査項目について、1月25日、2月20日、3月27日、4月24日、5月20日、6月24日、7月23日の7回にわたり議論を重ね、当委員会における協議結果について取りまとめた。

2 調査項目

議会関係例規等の検討について及び議員定数の見直しについて

3 調査結果

【議会関係例規等の検討について】

本件については、現在の議会関係例規の在り方、議員全員協議会、各会派代表者会議等の公的会議としての位置付け、会派に関する規約の在り方等を中心に検討を行った。その検討結果について次のとおり報告する。

(1) 議会関係例規の在り方について

本市議会には議会基本条例が存在するが、これは議員定数、会期、会議運営等の実務的な内容を規定したものである。今後、議会の在り方、基本的な方針等を定めることを目的として基本条例を制定する可能性も視野に入れ、現行の基本条例を定数条例、会期に関する条例等に分割・整理して改正する必要がある。これに関連して、本会議規則、委員会条例及び委員会規則、本会議傍聴規則及び委員会傍聴規則等についても改正の必要が生じることから、議会関係例規の総合的な見直しについて議会運営委員会において議論を進めるべきである。

この例規改正を進めるに当たっては次の点に留意することとする。

- ・ 先例、慣例、申合せ等（以下「申合せ等」という。）で定めてある事項のうち、既に本市議会の議会運営において定着化しているもので、例規に規定することにより議会運営方法が明確になるものについては、例規に明文化すべきである。
- ・ 本市議会の議会運営の実態と例規の規定にかい離しているものが見受けられる。その中で、実態に合わせて例規を改正すべきと判断されるものについては、実際の運営に即した形に例規を改正すべきである。
- ・ 本市議会が長年の議会運営で積み上げ、着実に定着しているものについては、例規に規定していくべきである。

- ・ 申合せ等である程度定着化している事項であっても、その時々判断を要するものについては、例規に規定せず、今までどおりの運用とするべきである。

なお、申合せ等については、明文化されていないため、議員間における認識の相違がある可能性もあるので、例規に規定する前に、共通の認識に立つよう確認作業を行う必要がある。

- ・ 本市議会においては、過去、政治倫理の観点から議員辞職勧告決議案を可決したが、議会の意思と当該議員個人の意思に相違があり、必ずしも議会が求める形とならない事例があった。この反省を踏まえ、政治倫理に関する例規を自らが制定していく必要がある。

(2) 議員全員協議会、各会派代表者会議等の公的会議としての位置付け

本件については、地方自治法第 100 条第 12 項に規定する協議又は調整を行うための場として会議規則に規定し、公的な会議とするべきである。ただし、当該会議の運営方法、公開の有無等の詳細については、議員間で十分に検討を行う必要がある。

これらについては、議会運営委員会・各会派代表者会議においてそれぞれ議論を進めるべきである。

(3) 会派に関する規約の在り方について

本件については、内規である規約から告示（訓令）を要する規程への変更の必要性、会派の定義、会派人数要件、会派の役割等の様々な意見が出された。今後は、各会派代表者会議等において検討・調整を行い、改正作業を進める必要がある。

【議員定数の見直しについて】

本市議会は、平成 21 年 9 月に議員定数等調査特別委員会を設置し、平成 22 年 3 月に現状の 28 人とする事として結審したところである。この際の議員定数等調査特別委員会の報告によれば、新市建設計画の推移を見極める責任、議会改革を推進すること等を考慮し、当時の定数である 28 人の現状維持とする調査結果報告を行ったが、この際、付帯的な意見として将来的な議員定数の削減についても言及しているところである。

この答申を踏まえ、次回改選時には合併から 10 年が経過すること、議員定数削減を求める市民の声を受け、改めて議員定数の見直しに関する議論を行った。

先の議員定数等調査特別委員会の結審以降、東日本大震災が発生したことにより、本市議会のおかれている状況が大きく変わってきている。このため、議員定数の見直しについては、同特別委員会の答申内容、東日本大震災からの復旧・復興事業、議会に対する市民感情、議会制度の在り方等から多角的に検討を要する課題である。

特に重要なことは、議会での議論の結果について、市民に対して検討経過を明らかにしながら、具体的に説明し、そして市民の理解を得ることである。市民の負託を受けて議会活動を行っている責任において、市民との対話をしながら双方が理解できる結論を出すべきである。

そのためには、議会内において更に議論を深める必要があることから、引き続き、特別委員会の場において議員定数の見直しについて議論を進めるべきである。